

# 世田谷区立砧中学校PTA会則

創立日 昭和26年9月21日

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は砧中学校PTAと称する。事務所を東京都世田谷区成城1丁目10-1、砧中学校内におく。

### 第2条（目的）

本会は砧中学校の教育方針にしたがい、その目的を達成するため、家庭と学校と地域の人々の緊密な協力により、教育によりよい環境をつくりあわせて会員相互の親睦をはかり、教養を高める。

### 第3条（方針）

本会は営利を目的とせず、いずれの宗教、政党、思想にも関係をもつものではない。

### 第4条（会員）

本会の会員の資格、入退会の方法は次のとおりとする。

1. 本会の会員となる資格を有する者は、本校に在籍する生徒の保護者またこれに代わる者、及び本校職員とする。会員は会費を納める。
2. 会員資格を有する者は任意に入退会できる。入会後の会員資格は、退会の申し出がない限り自動的に継続される。保護者においては生徒の卒業または転校時、職員においては離任時に自動的に退会となる。

## 第2章 会計

### 第5条（経費）

本会の経費は会費その他の収入により支弁する。

### 第6条

本会の会費は、1家庭につき年額3,000円とする。

転入生の保護者の会費は学期毎の按分計算で徴収し、転出生の保護者については、1学期中に転出の場合は半額を返金し、それ以降の場合は返金しない。

会費は、年度始めに納入する。ただし、特別の事情のある会員は、申し出により分納あるいは減免することができる。

### 第7条

1. 資産 本会の資産は、第2条の目的以外に使用してはならない。
2. 会計年度 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第3章 役員、監査および委員

### 第8条

本会はつぎの役員をおく。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名（保護者 2. 教職員 1）以上  
ただし世田谷区立中学校PTA連絡協議会（以下、世中P連）の役員の割当がある年度は4名（保護者 3. 教職員 1）以上とすることができます。
3. 庶務 3名（保護者 2. 教職員 1）以上
4. 会計 3名（保護者 2. 教職員 1）以上

### 第9条の1

役員の任務はつぎのとおりとする。

1. 会長は会務を総理し、総会、役員会および運営委員会を招集し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。  
本会より選出される世中P連役員は本会副会長を兼ねることができる。
3. 庶務は会議の議事を正確に記録・整理し、必要に応じて報告する。各種会合を通知する。
4. 会計は本会のすべての金銭出納を正確に記録し、決算報告を総会に提出する。
5. 役員は他の役員および常設の委員を兼ねることができる。

### 第9条の2

本会は監査3名（保護者 2. 教職員 1）をおく。監査は半期ごとに本会計を監査し、役員会にも出席することができる。

### 第10条

役員および監査の選出方法は、別に決めた「砧中学校PTA役員および監査選考規定」による。

### 第11条

役員および監査（保護者）の任期は1年とし、4月1日より就任する。再選された場合は2年を限度とする。ただし、世中P連役員に選出され、本会副会長を兼ねる場合は2年の限度は適用しない。

### 第12条

会員は、各委員会に所属することができる。

### 第13条

委員（保護者）の任期は1年とする。ただし再選をさまたげない。

### 第14条

役員、監査に欠員が生じた場合、「砧中学校PTA役員および監査選考規定」第10条による。

## 第4章 会議

### 第15条

本会の会議はつぎのとおりとする。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 委員会

### 第16条

総会は全会員をもって組織し、本会の最高決議機関で、年度始めに定期総会を開き、次の事項を決定する。

1. 前年度の事業報告および決算報告
2. 新年度の役員、監査選考の経過および結果の報告と役員、監査の紹介
3. 新年度の事業計画および予算の決定
4. その他の重要事項（会則改正などを含む）

### 第17条

臨時総会は、運営委員会で必要と認めたとき、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合に、開くことができる。

### 第18条

総会は、全会員の5分の1（委任状を含む）をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

総会の議長は、出席者の多数決により決定する。

総会の会員数と議決権数は、1家庭につき1とする。

### 第19条

運営委員会は役員、各委員長、副委員長をもって組織し、つぎの事項を審議決定する必要のある場合に開催する。

1. 本会の事業運営についての総合的な企画、連絡、調整
2. 委員会および役員会の提案事項
3. 総会に提出する議案および報告事項
4. その他の事項

## 第5章 活動

### 第20条

各学級は、その学級の保護者と学級担任とによって組織し、生徒の教育に必要な連絡、協議などを行なうとともに会員相互の親睦をはかる。

### 第21条

本会は第2条の目的を達成するためにつぎの委員会を設け、それぞれの事業を分担し、活動する。

1. 学年委員会は、学年毎にその委員全員をもって構成し、互選によって委員長1名（保護者）副委員長2名（保護者1・教職員1）を選出し、会員相互の親睦をはかる。
2. 広報委員会は、その委員全員をもって構成し、互選によって委員長1名（保護者）副委員長2名（保護者1・教職員1）を選出し、広報誌を発行する。
3. 校外委員会は、その委員全員をもって構成し、互選によって委員長1名（保護者）副委員長2名（保護者1・教職員1）を選出し、校外における諸活動に協力し、諸問題に対処する。
4. 家庭教育学級委員会は、その委員全員をもって構成し、互選によって委員長1名（保護者）副委員長2名（保護者1・教職員1）を選出し、区から委託された家庭教育学級を企画運営する。
5. 役員選考委員会の活動規定は、細則による。

## 第6章 個人情報

### 第22条

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については細則で定める。

## 会則附則

1. 本会は、運営委員会の議決により、細則を定めることができる。
2. 校長はあらゆる会合に出席し、意見をのべる事ができる。
3. 教職員の役員および委員の選出については、すべて学校側に一任する。
4. 本会則は、令和3年12月1日から施行する。

（昭和50年度改正）（昭和54年度改正）（昭和57年度改正）（昭和60年度改正）（平成6年度改正）（平成9年度改正）  
（平成10年度改正）（平成17年度改正）（平成19年度改正）（平成20年度改正）（平成29年度改正）（令和2年8月4日改正）  
（令和3年1月改正 第3章 役員の人数）（令和3年12月1日改正）（令和7年6月11日改正 第1章第6条 会費、第3章第8条 人数）

# 世田谷区立砧中学校PTA細則

## 砧中学校PTA役員および監査選考規定

### 第1条

砧中学校PTA会則第3章第10条による役員および監査の選考は、本規程によって行なう。

### 第2条

役員および監査の選考の事務を行うため、役員選考委員会（以下選考委員会と称す）をおく。

### 第3条

選考委員会の活動時期は委員に一任する。

### 第4条の1

選考委員会は、互選によって委員長1名、副委員長1名を選出する。教職員より1名担当をおく。担当は副校長とする。

### 第4条の2

新年度の6月末時点で選考委員会が立ち上がらなかった場合、第21条1項から4項記載の各委員会より1名を選考委員を選び出し、選考委員会の委員長を会長が兼任し、選考委員会を立ち上げることができる。

### 第5条

選考委員会は、会員全体から意見を聞いて役員、監査の候補者を選出する。

### 第6条

選考委員は、次年度の役員、監査の候補になることはできない。

### 第7条

保護者より選出する役員、監査の選考は、選考委員会が行なう。

### 第8条

選考委員会は、選考の結果を年度内に会員に報告し、承認を得る。

### 第9条

選考は、原則として選考年度の2月末日までにすべて終了するものとする。

### 第10条

年度途中で役員および監査に欠員が生じた場合は、役員会がこれを補充し、運営委員会の承認を得る。

## 第11条

選考委員会は、相談役を置くことができる。ただし相談役は、役員会で選出する。

## 砧中学校PTA慶弔規定

会員および教職員の中で、慶弔の場合は、次の規定によって敬意を表す。

1. お祝い 教職員に結婚、出産があった場合
 

イ. 結婚	5, 000円
ロ. 出産	5, 000円
- 2.弔慰
 

イ. 会員および生徒	5, 000円
ロ. 教職員の家族	5, 000円（配偶者と一親等）
3. お見舞 教職員に疾病または負傷のため、引き続き10日以上療養欠勤のあった場合（含む入院） 5, 000円
4. 上記各項の実施に対する返礼は不要とする。

## 砧中学校個人情報取扱規定

### 第1条

砧中学校PTA会則第6章による個人情報の取り扱いは、本規定によって行う。

### 第2条

この個人情報取扱規定は、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

### 第3条

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努める。

### 第4条

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 活動全般の連絡
- (3) 文書等の送付
- (4) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

### 第5条

本会が取り扱う個人情報の取得は、同意を得た方法により提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、メールアドレスその他必要とするもので同意を得た事項。

## 第6条

会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2. 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

## 第7条

個人情報は、本会が適正に管理する。

2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

## 第8条

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 細則附則

1. 本規定以外に必要がある場合は、その都度考慮する。
2. 細則の制定、改定は運営委員会の承認を必要とする。
3. 本細則は、令和3年12月1日から施行する。

(昭和50年度改正) (昭和54年度改正) (昭和57年度改正) (平成4年度改正) (平成9年度改正) (平成12年度改正)  
 (平成17年度改正) (平成20年度改正) (平成23年度改正) (令和2年8月4日改正) (令和3年1月改正 役員選考規定 第7条)  
 (令和3年12月1日改正) (令和7年6月11日改正)